

# 都城市住宅リフォーム促進事業 ～よくある質問～

## 1 申請について

Q1-1 この事業の申請方法は？

A1-1 配布場所または市ホームページから申請書入手し、事業着手の1ヶ月前までに市役所商工政策課へ提出してください。

※ 申請締切 令和7年1月31日（金）消印有効

Q1-2 事業着手とはどういうことか？

A1-2 補助申請を行う事業に関しての工事や支払いを行うことをいいます。

交付決定の前に事業に着手した場合、補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q1-3 申請者本人でなければ申請できないのか？

A1-3 代理人を選定し、委任状を作成することで、手続きに関することを委任することは可能です。

Q1-4 設備が故障しているため、早めに工事に着手したいが、申請していいか？

A1-4 補助要件を満たす事業内容であれば申請は可能ですが、原則申請を受けた順で書類審査や現地確認審査を行いますので、申請を受けてから交付決定までに約3週間から1ヶ月程度を要します。

そのため、審査に要する期間をあらかじめ了承したうえで、申請を行ってください。

Q1-5 申請は何度でもできるのか？

A1-5 補助対象世帯・住宅等につき申請は1回限りです。

補助限度額（10万円）未満であっても、複数回申請をする事は出来ません。

なお、令和3・4・5年度に申請した方も申請できます。

Q1-6 住宅等の所有者が分かる書類とはこういったものか？

A1-6 発行から3ヶ月以内の登記事項証明書や固定資産税課税台帳、直近の固定資産税納税通知書の土地家屋課税明細書（家屋部分）等です。

住宅等の所有者が複数名いる場合又は所有者が二親等以内の親族の場合は、交付申請書にて他の所有者の同意を得ていることを誓約してください。

Q1-7 同一敷地内に複数の住宅等がある場合、それぞれの住宅等について申請できるか？

A1-7 所有・居住が別々の世帯であれば、それぞれの住宅等について申請できます。

Q1-8 市外や市内の別の場所に住んでいて、都城市内にある住宅をリフォームした後に転入して住む場合は、申請することはできるか？

A1-8 実績報告書提出時までには転居することを条件に申請できます。  
ただし、申請時点で工事を行う住宅を所有している必要があります。

Q1-9 親が所有している家屋に居住している場合、申請者として認められるか？

A1-9 申請者の2親等以内の親族が所有している住宅等も対象になります。  
交付申請書にて所有者の同意を得ていることを誓約してください。  
所有者が亡くなっている等で同意を得られない場合、所有者との関係性が分かる書類や固定資産税の相続人代表者申請書による納付書等を添付してください。

Q1-10 工事予定箇所の写真はどのようなものを撮ればよいか？

A1-10 工事を行う予定の場所が分かるように撮影してください。  
複数の工事を行う場合は、それぞれの場所の写真が必要です。  
外壁塗装等の場合は可能な限り家屋等の4面を撮影してください。

Q1-11 住宅等の付近見取図や外観写真はなぜ必要なのか？

A1-11 現地確認を行う際、住宅等へ向かうために必要となります。  
また、申請された住宅等を間違えないようにするため、敷地の入り口から撮影した外観写真の添付をお願いしております。

## 2 工事について

Q2-1 対象になる工事は？

A2-1 対象工事費 20 万円以上の工事で、原則として住宅等の本体及びそれに付属する設備の設置、改修又は補修工事が対象になります。  
なお、施工に関しては建築基準法をはじめ各種法令を遵守してください。

Q2-2 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、対象になるのか？

A2-2 補助の対象になるのは未着手の工事のみです。  
必ず、申請書を事業着手の1ヶ月前までに提出して、交付決定通知書を受け取ってから補助金交付決定日以降に、工事を始めてください。

Q2-3 複数の工事の予定があり、複数の業者に依頼しようと考えているが、対象になるか？

A2-3 補助対象になるものであれば、すべての工事が対象になります。  
交付申請書の添付書類（事業計画書）に施工業者（登録工事店であることが必要）及び工事内容をご記入ください。

Q2-4 防犯カメラやコンロなど製品を購入し、自分で施工する場合（DIY）は対象になるか？

A2-4 施工業者による工事を伴わないものは、補助の対象になりません。

Q2-5 家屋の増築やテラス、カーポート等を新たに設置する工事は、対象になるか？

A2-5 対象になります。

なお、建築確認申請等の提出が必要となる場合がありますので、建築基準法をはじめ、各種法令を遵守して実施してください。

Q2-6 住宅に附属する車庫、物置などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A2-6 住宅に附属する車庫、物置などの設置、修繕又は補修のための工事も対象になります。

Q2-7 シロアリ防除工事は補助の対象になるか？

A2-7 補助の対象になりません。

ただし、被害部分の改修や補強に係る工事は補助の対象になります。

Q2-8 たたみの取替え、表替え又は裏返しは対象になるか？

A2-8 たたみの取替え、表替え又は裏返しのみは、補助の対象になりません。

ただし、床の改修、補修（防虫、防腐シートの施工も含む）をした場合の畳の取替え等については補助対象になります。

### 3 補助対象について

Q3-1 店舗や事業所などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-1 補助の対象になりません。対象になるのは、所有・居住している住宅です。

Q3-2 店舗、事業所等と一体になっている住宅を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-2 店舗等の部分にかかる工事費は対象外です。

住宅部位分に限り補助の対象になります。

屋根、外壁等の工事に関しては、床面積の割合により按分して対象工事費を算出します。

※ 床面積が確認できる書類（図面等）をご提出ください。

Q3-3 借家や賃貸アパートに住んでいるが、補助の対象になるか？

A3-3 補助の対象になりません。

申請者が所有している住宅が対象になります。

Q3-4 所有する貸家、貸マンション、アパート等を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-4 補助の対象になりません。

申請者が居住している住宅が対象になります。

なお、アパート等の所有者がその建物に居住している場合は、所有者の居住部分の工事に限り対象になります。

Q3-5 施工業者が、自分の住宅を工事する場合、申請することはできるか？

A3-5 申請できます。

ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める場合があります。

Q3-6 経営している会社等、法人名義で家屋を所有し、居住をしている場合、補助対象になるか？

A3-6 補助対象になるのは、個人が所有して居住する住宅等です。

法人等が所有している場合、補助対象になりません。

Q3-7 二世帯住宅に親や子と居住している。それぞれ申請できるか？

A3-7 風呂やトイレ、台所といった設備が独立して、生活様式が完全に分離している事が明確な場合、二世帯住宅としてそれぞれ申請する事が可能です。

また、屋根や外壁等の工事をする場合は、面積の割合のわかる書類（図面等）を提出して頂き、その割合に応じて、それぞれの補助割合を算出します。

Q3-8 火災保険等保険金給付を活用してリフォームをする場合、申請する事は出来るか？

A3-8 保険金給付との併用は出来ません。

ただし、同時に施工する工事で保険金給付の対象とならない工事が含まれる場合、一部対象となる可能性があります。

Q3-9 市の他の補助金と併用して、申請をすることが出来るか？

A3-9 市の他の補助金との併用は出来ません。

Q3-10 国や県の補助事業と併用して、申請をする事はできるか？

A3-10 市以外の他の補助事業との併用は出来ます。

## 4 施工業者について

Q4-1 本店・本社が市外でも、市内に支店・営業所があれば、市内施工業者に該当するか？

A4-1 市内に住所及び主たる事業所等（本店・支店）を2年以上有し、継続して事業を実施している者で、住宅リフォーム促進事業補助金交付に係る登録工事店届出書を提出した者が対象になります。

※ 市内に有する事業所で改修工事にかかわる事業を営んでいることが必要です。

Q4-2 市内施工業者の指定等はあるか？

A4-2 A4-1に該当する事業所であれば、市では特に指定しておりません。  
実施したい工事の内容等で、申請者自身で施工業者をお選びください。

## 5 事業の変更・中止について

Q5-1 申請した工事を変更することになった場合、どうすれば良いか？

A5-1 変更交付（廃止）申請書を市役所商工政策課に提出してください。

変更内容によって必要となる書類が異なりますので、変更することが決まったら、必ずご相談ください。工事の変更とは、金額の増減や設備の型番変更等も含まれます。

Q5-2 申請した工事を取りやめることになった場合、どうすれば良いか？

A5-2 変更交付（廃止）申請書を市役所商工政策課に提出してください。

## 6 実績報告について

Q6-1 実績報告書は、いつまでに提出すれば良いか？

A6-1 必要書類をそえて、事業完了後1ヵ月以内に提出してください。

なお、令和7年2月7日以降に事業完了する場合は令和7年3月7日（金）までに提出していただくことが必要です。

Q6-2 工事は完了したが、支払いが終わっていない場合、実績報告書を提出できるか？

A6-2 提出できません。

実績報告書には領収書等の写しが必要です。

Q6-3 支払額が申請した見積額より少なかった（多かった）場合は、どうなるのか？

A6-3 実績報告書には実際に支払いした額をご記入ください。

補助金交付額は実績を基に算出します。

ただし、支払額が見積額より多くなった場合は、交付決定時の交付予定額の範囲内で交付します。

金額の変更があった部分分かるような明細書等を添付してください。

なお、工事内容自体に変更が生じた場合や大幅に額が変わる場合等は、変更交付（廃止）申請書を提出し、変更の決定を受ける必要があります。工事が完了する前にご相談下さい。（Q5-1参照）

Q6-4 工事実施箇所の写真はどのようなものを撮ればよいか？

A6-4 申請時に撮影した写真と比較できる写真を撮影してください。

内部の工事等で、工事前後の写真で違いが分かりにくい場合は、作業途中の写真も添付していただくとわかりやすくなります。

## 7 補助金の請求・支払いについて

Q7-1 実績報告書の提出後、どのくらいで補助金は振り込まれるのか？

A7-1 実績報告書提出後、書類審査や必要に応じて現地確認を行いますので、

補助金の振り込みまでは、1ヶ月から2ヶ月程度の時間を要します。

Q7-2 補助金の受け取り方法は？

A7-2 補助金交付請求書にて指定された銀行口座へ振込みます。

Q7-3 申請者以外でも補助金を受け取ることができるのか？

A7-3 補助金を受け取ることができるのは申請者のみです。

振込口座も申請者名義のものとなります。

Q7-4 補助率と補助限度額はいくらか？

A7-4 補助対象工事費（税込）の10%で、10万円が上限です。